

厚生関連資料

今月の資料 (国法律, 国政省令, 告示, 通知, 事務連絡, その他)

通	医療機器の保険適用 (保医発 0630・2)	p.65
通	「特定保険医療材料の定義について」の一部改正 (保医発 0630・3)	p.65
事	平成 28 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び一部変更 (7/27 保険局医療課事務連絡)	p.65
通	検査料の点数の取扱い (保医発 0729・4)	p.66
	* * *	
通	肝炎対策の推進に関する基本的な指針の全部を改正する件 (健発 0630・1)	p.66
他	DPC 対象病院の「合併」「分割」の定義等 (7/27 中医協)	p.67

* 本欄で示す“p.00”は、原則“診療点数早見表 2016 年 4 月版”ページ数です。



通

医療機器の保険適用

平成 28 年 6 月 30 日
保医発 0630 第 2 号

【解説】7 月 1 日から保険適用されたメーカー申請の個別医療機器のなかで、区分 A2 として保険適用された 1 機器、区分 C1 として保険適用された 1 機器について、算定上の留意事項が通知されました。販売名の下に掲げた青字は材料価格基準の決定（類似）機能区分です。

●新たな保険適用 区分 A2（特定包括）

（特定の診療報酬項目において包括的に評価されているもの）

→サーモガードシステム

本品を用いる場合、G005-2 に掲げる中心静脈注射用カテーテル挿入は L008-2 に含まれ、別に算定できない。

●新たな保険適用 区分 C1（新機能）（新たな機能区分が必要で、技術は既に評

価されているもの）

→ Quattro・ICY IVTM カテーテル

133 血管内手術用カテーテル(20)体温調節用カテーテル

- (1) 本品は、投薬のみを目的として使用した場合は算定できない。
- (2) 本品は、目標体温を 35℃ 以下として体温管理を行った場合に限り算定できる。

通

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正

平成 28 年 6 月 30 日
保医発 0630 第 3 号

【解説】特定保険医療材料の定義通知が改正され、人工心肺回路の定義が変更されました。7 月 1 日からの適用です。

(p.856 右段 18・19 行目を訂正)

→人工心肺回路の定義

- (1) 定義：次のいずれにも該当すること。
①薬事承認又は認証上、類別が「機械器具

(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が……、「ヘパリン使用体外循環用血液学的パラメータモニタ向け測定セル」又は「人工心肺用安全弁」である。

事

平成28年度診療報酬改定関連通知の一部訂正及び一部変更

平成 28 年 7 月 27 日
保険局医療課事務連絡

【解説】7 月 27 日付けで、6 月 7 日付け訂正事務連絡を訂正する事務連絡が発出されました。事務連絡中の別紙および別紙の作成要領については省略します。

別添 1 による訂正

(p.116 右段から p.117「人事院規則で定める地域に準じる地域」の表（本誌 2016 年 7 月号 p.70 で訂正）を訂正)

5 級地	
奈良県	川西町, 生駒市, 平群町
6 級地	
茨城県	……那珂市, 大洗町, 坂東市, 境町, 五霞町
群馬県	明和町
千葉県	……長南町, 香取市
京都府	……宇治田原町, 和束町, 笠置町
奈良県	……五條市, 三郷町
7 級地	

茨城県	……八千代町, 潮来市
群馬県	……千代田町, みどり市, 板倉町
神奈川県	箱根町
富山県	南砺市
石川県	かほく市, 津幡町
山梨県	……北杜市, 早川町, 南部町, 身延町, 富士河口湖町
長野県	……木曾町, 大鹿村, 飯田市
岐阜県	……瑞穂市, 高山市, 御嵩町
静岡県	……森町, 湖西市
三重県	菰野町
京都府	南山城村
奈良県	……田原本町, 曾爾村
岡山県	備前市
山口県	岩国市

備考 平成 28 年 3 月 31 日において A218 地域加算の対象地域であったが、同年 4 月 1 日以降人事院規則 9-49 第 2 条に規

定する地域及び人事院規則で定める地域に準じる地域のいずれにも該当しない地域（群馬県板倉町、神奈川県山北町、大井町、岐阜県海津市、愛知県稲沢市、奈良県安堵町、河合町、福岡県篠栗町）については、平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、7 級地とみなす。……

→別添 1 における対象地域に係る診療報酬の請求の取扱い

本事務連絡の発出の際既に対象地域に所在する保険医療機関から行われている請求（4 月診療分、5 月診療分及び 6 月診療分）及び平成 28 年 8 月 10 日までに国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に行うべき請求（7 月診療分）については、通常の診療報酬請求の提出に併せて、保険者別差額請求一覧表及び差額請求内訳

書により、地域加算分のみ差額請求を行うことが可能である。なお、地域加算分のみ差額請求を行う場合の具体的な手続については、別紙（略）（[編注：様式は本誌2016年7月号p.70の「参考資料」と同様](#)）のとおりであり、各保険者においては、対象地域に所在する保険医療機関から地域加算分のみ差額請求が行われた場合には、本訂正の趣旨を踏まえ、当該請求に対する支払いについて円滑に実施していただく

い。

別添2による訂正

変更地域	変更前	変更後 (H28.8.1～)
茨城県利根町	5級地	6級地
茨城県河内町	5級地	6級地
茨城県常総市	3級地	6級地
東京都奥多摩町	5級地	6級地
愛知県高浜市	6級地	7級地
三重県いなべ市	6級地	7級地

大阪府豊能町	5級地	6級地
石川県かほく市	7級地	対象外

→別添2における変更地域に係る診療報酬の請求の取扱い

変更地域に所在する保険医療機関の診療報酬の請求は、平成28年7月診療分までは変更前の級地により請求し、平成28年8月診療分以降からは、変更後の級地により請求する。

通

検査料の点数の取扱い

平成28年7月29日
保医発 0729 第4号

【解説】7月27日の中医協で保険適用が承認された25-ヒドロキシビタミンD₃などに関する留意事項が示されました。

(p.362 左段 22 行目の次に挿入)

→25-ヒドロキシビタミンD

ア 25-ヒドロキシビタミンDは、D007血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じて算定

する。

イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

(p.375 右段 21 行目 (2016年6月号p.73で訂正)の次に挿入)

→「43」のデングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性

オ 「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(平28 保医発 0304・3、0531・1、0729・4)